

墨田区長 あて

墨田区地籍調査成果資料の

閲覧
複写
証明

申請書

太枠内をご記入ください

申請者	会社名	
	氏名	
	電話	

閲覧・複写の場合

- ・申請者欄をご記入ください。
- ・複写範囲は、申請箇所及び測量に必要な範囲に限ります。

証明の場合

- ・申請者欄をご記入ください。
- ・証明発行の可否を判断するために、添付書類として土地の全部事項証明書（要約書不可）、公図が必要（複写可）。
- ・原則として、添付書類は発行後3か月以内のものを添付してください（登記情報提供サービスから取得したものも可）。
- ・筆界が確認未了の箇所については、証明発行することができません。

特記事項

- ・墨田区では、成果の交付をもって、測量法第44条の承認をしたものとみなし、使用承認書の発行は省略しています。
- ・地籍図根多角点等の亡失、破損、著しい精度不良を確認した場合は、土木管理課土木管理担当にご連絡ください。
- ・地籍調査成果は、球面補正しておりますので、測量の際はご注意ください。（縮尺係数 0.999900）

問合せ先 土木管理課土木管理担当 03-5608-6280

申請箇所（住居表示）	（地番表示）	区分	複写・証明番号	割印
1 丁目 番 号	番	閲覧 複写 証明		
2 丁目 番 号	番	閲覧 複写 証明		
3 丁目 番 号	番	閲覧 複写 証明		
4 丁目 番 号	番	閲覧 複写 証明		

（複写）_____件 × 300円 （証明）_____件 × 400円 合計 _____円

受付番号		受付月日	月 日	土木管理課	係員
------	--	------	-----	-------	----